

(19)日本国特許庁 (J P)

(12)公開特許公報 (A)

JP 2026-106151 A 2026.6.29

(11)特許出願公開番号

特開2026-106151

(P 2 0 2 6 - 1 0 6 1 5 1 A)

(43)公開日 令和8年6月29日(2026.6.29)

(51)Int.Cl.

G 0 6 Q 50/163 (2024.01)

F I

G 0 6 Q 50/163

テーマコード (参考)

5 L 0 5 0

審査請求 未請求 請求項の数4 O L

(21)出願番号 特願2024-220932(P2024-220932)

(22)出願日 令和6年12月17日(2024.12.17)

(71)出願人 598040488

株式会社 J O N

東京都新宿区新小川町 5 - 1 ニューリバー
5 1 ビル 4 F

(74)代理人 110000154

弁理士法人はるか国際特許事務所

(72)発明者 中川 元

東京都新宿区新小川町 5 - 1 ニューリバー
5 1 ビル 4 F 株式会社 J O N 内

F ターム(参考) 5L050 CC28

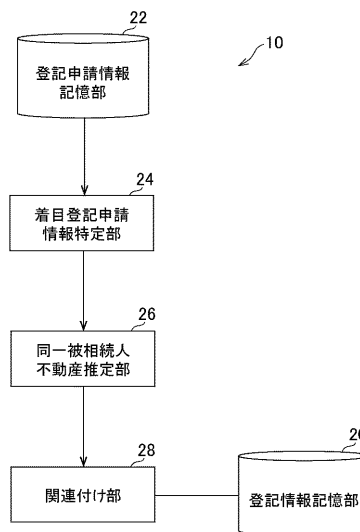
(54)【発明の名称】同一被相続人不動産推定システム、同一被相続人不動産推定方法及びプログラム

(57)【要約】

【課題】同一の被相続人による相続が行われた不動産群を的確に推定できる同一被相続人不動産推定システム、同一被相続人不動産推定方法及びプログラムを提供する。

【解決手段】着目登記申請情報特定部 2 4 は、登記申請情報記憶部 2 2 に記憶されている複数の登記申請情報のうちから、連件申請によって行われた複数の登記申請情報を着目登記申請情報として特定する。同一被相続人不動産推定部 2 6 は、複数の着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報が、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている登記申請情報であるか否かを判定する。同一被相続人不動産推定部 2 6 は、複数の着目登記申請情報のうちの、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている複数のそれぞれの登記申請の対象である不動産を、被相続人が同一である不動産として推定する。

【選択図】図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

登記申請情報記憶手段に記憶されている複数の登記申請情報のうちから、連件申請によって行われた複数の登記申請情報を着目登記申請情報として特定する着目登記申請情報特定手段と、

前記複数の前記着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報が、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている登記申請情報であるか否かを判定する判定手段と、

前記複数の前記着目登記申請情報のうちの、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている複数のそれぞれの登記申請の対象である不動産を、被相続人が同一である不動産として推定する同一被相続人不動産推定手段と、

を含む同一被相続人不動産推定システム。

【請求項 2】

前記複数の前記着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報と、当該着目登記申請情報の受付年月日以後に取得される、当該着目登記申請情報における登記申請の対象である不動産の登記情報と、を関連付ける関連付け手段、をさらに含む、

請求項 1 に記載の同一被相続人不動産推定システム。

【請求項 3】

着目登記申請情報特定手段が、登記申請情報記憶手段に記憶されている複数の登記申請情報のうちから、連件申請によって行われた複数の登記申請情報を着目登記申請情報として特定するステップと、

判定手段が、前記複数の前記着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報が、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている登記申請情報であるか否かを判定するステップと、

同一被相続人不動産推定手段が、前記複数の前記着目登記申請情報のうちの、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている複数のそれぞれの登記申請の対象である不動産を、被相続人が同一である不動産として推定するステップと、

を含む同一被相続人不動産推定方法。

【請求項 4】

登記申請情報記憶手段に記憶されている複数の登記申請情報のうちから、連件申請によって行われた複数の登記申請情報を着目登記申請情報として特定するステップと、

前記複数の前記着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報が、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている登記申請情報であるか否かを判定するステップと、

前記複数の前記着目登記申請情報のうちの、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている複数のそれぞれの登記申請の対象である不動産を、被相続人が同一である不動産として推定するステップと、

をコンピュータに実行させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、同一被相続人不動産推定システム、同一被相続人不動産推定方法及びプログラムに関する。

【背景技術】**【0002】**

不動産業者や金融機関などといった事業者のなかには、法務省等から入手可能な不動産登記全部事項等の不動産登記情報のデータが記録されたデータベースによって顧客が所有する不動産を管理しているものがある。不動産登記情報は、例えば特許文献 1 に記載されているような不動産登記情報提供サーバにアクセスすることによって取得可能である。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2015-22066号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

顧客が死亡した際には、当該顧客が所有する不動産等の財産は相続される。しかし、不動産の登記情報を確認するだけでは、どの不動産群が同一の被相続人による相続が行われた不動産群であるのかを判別することができなかった。

10

【0005】

本発明は上記実情に鑑みてなされたものであって、その目的の一つは、同一の被相続人による相続が行われた不動産群を的確に推定できる同一被相続人不動産推定システム、同一被相続人不動産推定方法及びプログラムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

(1) 本発明に係る同一被相続人不動産推定システムは、登記申請情報記憶手段に記憶されている複数の登記申請情報のうちから、連件申請によって行われた複数の登記申請情報を着目登記申請情報として特定する着目登記申請情報特定手段と、前記複数の前記着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報が、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている登記申請情報であるか否かを判定する判定手段と、前記複数の前記着目登記申請情報のうちの、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている複数のそれぞれの登記申請の対象である不動産を、被相続人が同一である不動産として推定する同一被相続人不動産推定手段と、を含む。

20

【0007】

(2) (1)に記載の同一被相続人不動産推定システムにおいて、前記複数の前記着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報と、当該着目登記申請情報の受付年月日以後に取得される、当該着目登記申請情報における登記申請の対象である不動産の登記情報と、を関連付ける関連付け手段、をさらに含んでもよい。

【0008】

30

(3) 本発明に係る同一被相続人不動産推定方法は、着目登記申請情報特定手段が、登記申請情報記憶手段に記憶されている複数の登記申請情報のうちから、連件申請によって行われた複数の登記申請情報を着目登記申請情報として特定するステップと、判定手段が、前記複数の前記着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報が、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている登記申請情報であるか否かを判定するステップと、同一被相続人不動産推定手段が、前記複数の前記着目登記申請情報のうちの、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている複数のそれぞれの登記申請の対象である不動産を、被相続人が同一である不動産として推定するステップと、を含む。

【0009】

(4) 本発明に係るプログラムは、登記申請情報記憶手段に記憶されている複数の登記申請情報のうちから、連件申請によって行われた複数の登記申請情報を着目登記申請情報として特定するステップと、前記複数の前記着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報が、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている登記申請情報であるか否かを判定するステップと、前記複数の前記着目登記申請情報のうちの、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている複数のそれぞれの登記申請の対象である不動産を、被相続人が同一である不動産として推定するステップと、をコンピュータに実行させるためのプログラムである。

40

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本発明の一実施形態に係る同一被相続人不動産推定システムで実装される機能の

50

一例を示す機能ブロック図である。

【図 2 A】登記情報データの一例を示す図である。

【図 2 B】登記情報データの一例を示す図である。

【図 3】登記申請情報データの一例を示す図である。

【図 4】本発明の一実施形態に係る同一被相続人不動産推定システムにおいて行われる処理の流れの一例を示すフロー図である。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 1 1 】

以下、本発明の一実施形態について図面に基づき詳細に説明する。

【 0 0 1 2 】

10

図 1 は、本実施形態に係る同一被相続人不動産推定システム 1 0 で実装される機能の一例を示す機能ブロック図である。なお、本実施形態に係る同一被相続人不動産推定システム 1 0 で、図 1 に示す機能のすべてが実装される必要はなく、また、図 1 に示す機能以外の機能が実装されていても構わない。

【 0 0 1 3 】

図 1 に示すように、本実施形態に係る同一被相続人不動産推定システム 1 0 は、機能的には例えば、登記情報記憶部 2 0、登記申請情報記憶部 2 2、着目登記申請情報特定部 2 4、同一被相続人不動産推定部 2 6、関連付け部 2 8、を含んでいる。

【 0 0 1 4 】

同一被相続人不動産推定システム 1 0 は、例えば C P U、メモリ、通信インタフェース、入力デバイス及びディスプレイを含む、公知のコンピュータにより構成されてよい。そして、図 1 に示す機能ブロックは、コンピュータである同一被相続人不動産推定システム 1 0 において相続発生推定プログラムが実行されることにより実現される。相続発生推定プログラムは、半導体メモリなどの各種のコンピュータ可読情報記憶媒体に格納され、当該媒体から同一被相続人不動産推定システム 1 0 にロードされてもよい。あるいは、インターネットなどのデータ通信回線を介して同一被相続人不動産推定システム 1 0 にダウンロードされてもよい。

20

【 0 0 1 5 】

登記情報記憶部 2 0 は、本実施形態では例えば、複数の登記情報を記憶する。例えば、一般財団法人民事法務協会などによる登記情報提供サービスから通信インタフェースを介して予め登記情報のデータが取得されてもよい。そして、取得された登記情報のデータである登記情報データが登記情報記憶部 2 0 に記憶されてもよい。

30

【 0 0 1 6 】

図 2 A、及び、図 2 B は、登記情報データの一例を示す図である。なお、1 個の登記情報データが図 2 A、及び、図 2 B の全体で表現されていることとする。

【 0 0 1 7 】

本実施形態に係る登記情報データは、1 の不動産についての不動産登記全部事項の情報に対応付けられる。なお、図 2 A、及び、図 2 B には、土地の不動産登記全部事項の情報に対応付けられる登記情報データが示されている。図 2 A、及び、図 2 B に示すように、本実施形態に係る登記情報データには、取得日時データ、表題部データ、権利部（甲区）データ、が含まれる。なお登記情報データでは、抹消された値に下線が引かれている。

40

【 0 0 1 8 】

図 2 A に示す取得日時データは、登記情報提供サービスから当該登記情報データを取得した日時を示すデータである。

【 0 0 1 9 】

図 2 A に示す表題部データは、対応する不動産登記全部事項の表題部の記載内容に相当するデータである。表題部データには、表示種別データ、調製年月日データ、不動産番号データ、地図番号データ、筆界特定データ、所在データ、が含まれる。

【 0 0 2 0 】

表示種別データは、不動産登記全部事項の表題部との記載の右側に括弧書きで記載され

50

ている、不動産の種別を示すデータである。調製年月日データ、不動産番号データ、地図番号データ、筆界特定データ、所在データは、それぞれ、不動産登記全部事項の表題部の調製、不動産番号、地図番号、筆界特定、所在の記載内容を示すデータである。

【 0 0 2 1 】

なお、建物についての不動産登記全部事項の情報に対応付けられる登記情報データについては、地図番号データの代わりに、不動産登記全部事項の表題部の所在図番号の記載内容を示す所在図番号データが含まれる。

【 0 0 2 2 】

また、表題部データには、地番データ、地目データ、地積データ、原因及びその日付〔登記の日付〕データの組合せが1又は複数含まれる。

10

【 0 0 2 3 】

地番データ、地目データ、地積データ、原因及びその日付〔登記の日付〕データは、それぞれ、不動産登記全部事項の表題部の地番、地目、地積、原因及びその日付〔登記の日付〕の記載内容を示すデータである。

【 0 0 2 4 】

なお、建物についての不動産登記全部事項の情報に対応付けられる登記情報データについては、表題部データに、地番データ、地目データ、地積データ、原因及びその日付〔登記の日付〕データの組合せの代わりに、家屋番号データ、種類データ、構造データ、床面積データ、原因及びその日付〔登記の日付〕データの組合せが1又は複数含まれる。家屋番号データ、種類データ、構造データ、床面積データ、原因及びその日付〔登記の日付〕データは、それぞれ、不動産登記全部事項の表題部の家屋番号、種類、構造、床面積、原因及びその日付〔登記の日付〕の記載内容を示すデータである。

20

【 0 0 2 5 】

図2Bに示す権利部（甲区）データは、対応する不動産登記全部事項の権利部（甲区）の記載内容に相当するデータである。権利部（甲区）データには、順位番号、登記の目的データ、受付年月日データ、受付番号、権利者その他の事項データの組合せが1又は複数含まれる。以下、順位番号、登記の目的データ、受付年月日データ、受付番号、権利者その他の事項データの組合せを、甲区要素データと呼ぶこととする。図2Bに示す権利部（甲区）データには、甲区要素データが3個含まれている。

【 0 0 2 6 】

順位番号、登記の目的データは、それぞれ、不動産登記全部事項の権利部（甲区）の順位番号、登記の目的の記載内容を示すデータである。受付年月日データ、受付番号は、それぞれ、不動産登記全部事項の権利部（甲区）の受付年月日・受付番号に含まれる受付年月日、受付番号の記載内容を示すデータである。権利者その他の事項データは、不動産登記全部事項の権利部（甲区）の権利者その他の事項の記載内容を示すデータである。

30

【 0 0 2 7 】

なお、本実施形態に係る登記情報データに、対応する不動産登記全部事項の権利部（乙区）の記載内容に相当する権利部（乙区）や、対応する不動産登記全部事項の共同担保目録の記載内容に相当する共同担保目録データが含まれていてもよい。

【 0 0 2 8 】

なお、本実施形態では、登記情報記憶部20には、所定の都道府県（例えば、A県）の登記情報データが記憶されていることとする。

40

【 0 0 2 9 】

登記申請情報記憶部22は、本実施形態では例えば、複数の登記申請情報を記憶する。ここで、法務局で管理されている不動産登記受付帳の記載内容に相当する登記申請情報がデータとして登録された登記申請情報データ提供システムから通信インタフェースを介して予め登記申請情報のデータが取得されてもよい。そして、取得された登記申請情報のデータである登記申請情報データが登記申請情報記憶部22に記憶されてもよい。

【 0 0 3 0 】

図3は、登記申請情報データの一例を示す図である。図3に例示する登記申請情報デー

50

タは、それぞれ、1の不動産登記申請に対応付けられる。本実施形態に係る登記申請情報データには、受付年月日データ、受付番号、物件特定データ、申請単位データ、登記目的データ、用途データ、外筆データが含まれる。

【 0 0 3 1 】

受付年月日データは、例えば、当該登記申請情報データに対応付けられる登記申請の受付年月日を示すデータである。

【 0 0 3 2 】

受付番号は、例えば、当該登記申請情報データに対応付けられる登記申請がされた年における、当該登記申請の受付順序に従って設定される番号である。

【 0 0 3 3 】

物件特定データは、例えば、当該登記申請情報データに対応付けられる登記申請の対象となる不動産を特定するためのデータである。図3に示すように物件特定データには、都道府県名データ、市区町村名データ、大字名町名データ、字名丁目データ、地番家屋番号データ、が含まれる。

【 0 0 3 4 】

都道府県名データ、市区町村名データ、大字名町名データ、字名丁目データ、地番家屋番号データは、それぞれ、登記申請の対象となる不動産の都道府県名、市区町村名、大字名又は町名、字名又は丁目、地番又は家屋番号を示すデータである。

【 0 0 3 5 】

地番家屋番号データは、登記申請の対象となる不動産が土地である場合は、当該不動産の地番を示すデータである。また、地番家屋番号データは、登記申請の対象となる不動産が建物である場合は、当該不動産の家屋番号を示すデータである。

【 0 0 3 6 】

本実施形態では、物件特定データに基づいて、当該登記申請情報データに対応付けられる登記申請の対象となる不動産の所在が特定できるようになっている。例えば、都道府県名データ、市区町村名データ、大字名町名データ、字名丁目データの値を結合した文字列が当該不動産の所在を表す文字列に相当する。

【 0 0 3 7 】

申請単位データは、例えば、当該登記申請情報データに対応付けられる登記申請が単独申請によってされたか連件申請によってされたかを示すデータである。不動産登記受付帳における「単独」、「連先」、「連続」との記載内容に相当する。連件申請によってされた登記申請の最初の登記申請に対応付けられる登記申請情報データの申請単位データには「連先」との値が設定される。当該申請単位データとともにされた登記申請に対応付けられる登記申請情報データの申請単位データには「連続」との値が設定される。また、単独申請によってされた登記申請に対応付けられる登記申請情報データの申請単位データには「単独」との値が設定される。

【 0 0 3 8 】

登記目的データは、例えば、当該登記申請情報データに対応付けられる登記申請の目的を示すデータである。なお、登記申請情報データに含まれる登記目的データの値の文字列と、当該登記申請情報データに対応付けられる不動産登記受付帳における登記目的を表す文字列とは、必ずしも一致していなくてもよい。

【 0 0 3 9 】

用途データは、例えば、当該登記申請情報データに対応付けられる登記申請に係る不動産の用途（種別）を示すデータである。当該登記申請に係る不動産が土地である場合は、用途データには「土地」との値が設定される。また、当該登記申請に係る不動産が建物である場合は、用途データには「建物」との値が設定される。また、当該登記申請に係る不動産が区分建物である場合は、用途データには「区建」との値が設定される。

【 0 0 4 0 】

外筆データは、物件特定データにより特定される不動産とともに1の登記申請により登記申請がされた不動産の存在の有無や数を示すデータである。以下、2以上の不動産につ

10

20

30

40

50

いての 1 の登記申請による登記申請を、一括申請と呼ぶこととする。

【 0 0 4 1 】

一括申請がされた他の不動産が存在する場合は、登記申請情報に「外 1」、「外 2」などといった外筆情報が記録される。ここで「外 1」は、物件特定データにより特定される不動産とともに一括申請がされた不動産が 1 つ存在することを意味する。また「外 2」は、物件特定データにより特定される不動産とともに一括申請された不動産が 2 つ存在することを意味する。

【 0 0 4 2 】

本実施形態では外筆情報が記録されている登記申請情報については、外筆データに 1 以上の値が設定される。本実施形態では例えば「外 1」との外筆情報が記録されている登記申請情報に相当する登記申請情報データの外筆データには値として 1 が設定されることとする。また、「外 2」との外筆情報が記録されている登記申請情報に相当する登記申請情報データの外筆データには値として 2 が設定されることとする。また本実施形態では、外筆情報が記録されていない登記申請情報に相当する登記申請情報データの外筆データには値として 0 が設定されることとする。

10

【 0 0 4 3 】

また、本実施形態では、登記申請情報記憶部 2 2 に記憶されている登記申請情報データにおいて、連件申請された登記申請に係る登記申請情報データ同士が関連付けられていることとする。例えば、連件申請された登記申請に係る登記申請情報データには、同じグループ ID が付与されていることとする。

20

【 0 0 4 4 】

例えば、申請単位データの値が「連先」である登記申請情報データと、受付番号が当該登記申請情報データに後続する、1 又は複数の、申請単位データの値が「連続」である登記申請情報データと、に同じグループ ID が付与されていてもよい。

【 0 0 4 5 】

着目登記申請情報特定部 2 4 は、本実施形態では例えば、登記申請情報記憶部 2 2 に記憶されている複数の登記申請情報のうちから、連件申請によって行われた複数の登記申請情報を着目登記申請情報として特定する。ここでは例えば、着目登記申請情報特定部 2 4 は、同じグループ ID が付与されている複数の登記申請情報データを、着目登記申請情報データとして特定する。

30

【 0 0 4 6 】

同一被相続人不動産推定部 2 6 は、本実施形態では例えば、複数の着目登記申請情報のそれぞれについて、当該着目登記申請情報が、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている登記申請情報であるか否かを判定する。ここでは例えば、同一被相続人不動産推定部 2 6 は、複数の着目登記申請情報データのそれぞれについて、当該着目登記申請情報データに含まれる登記目的データの値が「所有権移転相続」であるか否かを判定する。

【 0 0 4 7 】

そして、同一被相続人不動産推定部 2 6 は、本実施形態では例えば、複数の着目登記申請情報のうちの、登記の目的が所有権移転相続であることが示されている複数のそれぞれの登記申請の対象である不動産を、被相続人が同一である不動産として推定する。なお、同一被相続人不動産推定部 2 6 は、複数の着目登記申請情報のすべてについて登記の目的が所有権移転相続であることが示されている登記申請情報であると判定される場合に、当該複数の着目登記申請情報のそれぞれの登記申請の対象である不動産を、被相続人が同一である不動産として推定してもよい。

40

【 0 0 4 8 】

ここでは例えば、同一被相続人不動産推定部 2 6 は、複数の着目登記申請情報データのうちの、含まれる登記目的データの値が「所有権移転相続」である複数の着目登記申請情報データのそれぞれの物件特定データにより特定される不動産を、被相続人が同一である不動産として推定する。

50

【 0 0 4 9 】

以下、本実施形態に係る同一被相続人不動産推定システム 1 0 において行われる処理の流れの一例を、図 4 に例示するフロー図を参照しながら説明する。

【 0 0 5 0 】

まず、着目登記申請情報特定部 2 4 が、登記申請情報記憶部 2 2 に記憶されている複数の登記申請情報データのうちから、申請単位データの値が「連先」である登記申請情報データを特定する (S 1 0 1) 。ここでは例えば、1 又は複数の登記申請情報データが特定される。

【 0 0 5 1 】

そして、着目登記申請情報特定部 2 4 は、S 1 0 1 に示す処理で特定された 1 又は複数の登記申請情報データのうちから、S 1 0 3 から S 1 0 6 に示す処理が実行されていない 1 つを選択する (S 1 0 2) 。

【 0 0 5 2 】

そして、着目登記申請情報特定部 2 4 が、S 1 0 2 に示す処理で選択された登記申請情報データに付与されているグループ I D を特定する (S 1 0 3) 。

【 0 0 5 3 】

そして、着目登記申請情報特定部 2 4 は、登記申請情報記憶部 2 2 に記憶されている複数の登記申請情報データのうちから、S 1 0 3 に示す処理で特定されたグループ I D が付与されている複数の登記申請情報データを、着目登記申請情報データとして特定する (S 1 0 4) 。

【 0 0 5 4 】

そして、同一被相続人不動産推定部 2 6 が、S 1 0 4 に示す処理で特定された複数の着目登記申請情報データのうち、登記の目的が所有権移転相続である着目登記申請情報データが複数存在するか否かを判定する (S 1 0 5) 。ここでは例えば、含まれる登記目的データの値が「所有権移転相続」である着目登記申請情報データが複数存在するか否かが判定される。

【 0 0 5 5 】

S 1 0 5 に示す処理で、登記の目的が所有権移転相続である着目登記申請情報データが複数存在すると判定された場合は (S 1 0 5 : Y) 、同一被相続人不動産推定部 2 6 が、S 1 0 4 に示す処理で特定された複数の着目登記申請情報データのうちの、登記の目的が所有権移転相続である複数のそれぞれの物件特定データにより特定される不動産を、被相続人が同一である不動産として推定する (S 1 0 6) 。

【 0 0 5 6 】

S 1 0 5 に示す処理で、登記の目的が所有権移転相続である着目登記申請情報データが複数存在しないと判定された場合 (S 1 0 5 : N) 、又は、S 1 0 6 に示す処理が終了した場合は、同一被相続人不動産推定部 2 6 は、S 1 0 1 に示す処理で特定されたすべての登記申請情報データについて S 1 0 3 から S 1 0 6 に示す処理が実行されたか否かを確認する (S 1 0 7) 。

【 0 0 5 7 】

すべての登記申請情報データについて S 1 0 3 から S 1 0 6 に示す処理が実行されていないことが確認された場合は (S 1 0 7 : N) 、S 1 0 2 に示す処理に戻る。

【 0 0 5 8 】

すべての登記申請情報データについて S 1 0 3 から S 1 0 6 に示す処理が実行されたことが確認された場合は (S 1 0 7 : Y) 、本処理例に示す処理は終了される。

【 0 0 5 9 】

以上のようにして、本実施形態によれば、登記申請情報を活用することで、登記情報を参照することなく、同一の被相続人による相続が行われた不動産群を的確に推定できることとなる。

【 0 0 6 0 】

関連付け部 2 8 は、本実施形態では例えば、複数の着目登記申請情報のそれぞれについ

【 0 0 6 1 】

【 0 0 6 2 】

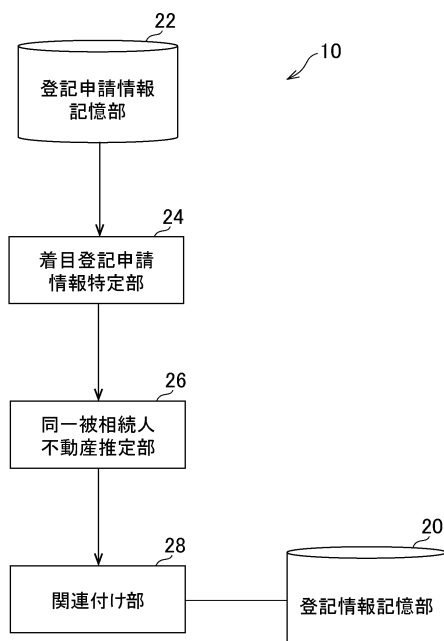
【 0 0 6 3 】

【 0 0 6 4 】

【符号の説明】

【 0 0 6 5 】

【例 1】



【図 2 A】

取得日時データ	2018/4/1 09:12
---------	----------------

表示		土地の表示	表頭部データ
表示種別データ			
調製年月日データ	平成12年10月12日		
不動産番号データ	011xxxxxxxxxx		
地図番号データ			
筆界特定データ			
所在データ	B市C町D		

地番データ	地目データ	地積データ	原因及びその日付[登記の日付]データ
123番1	宅地	284.30	
		142.00	123番1、123番5に分筆 [令和3年3月1日]

【 図 2 B 】

権利部(甲区)データ				
順位番号	登記の目的データ	受付年月日データ	受付番号	権利者その他の事項データ
1	所有権移転	昭和48年5月20日	10526	原因 昭和48年5月19日売買 所有者 B市C町D124番1号 M田 N男 順位16番の登記を移記
2	所有権移転	昭和51年3月23日	12221	原因 昭和50年7月7日相続 共有者 B市C町D125番2号 持分2分の1 M田 O男 B市C町D125番3号 持分2分の1 M田 P子
3	M田O男持分全部移転	平成2年2月4日	12354	原因 平成2年2月3日売買 共有者 E市F町G24番1号 持分2分の1 O田 R太郎

【 図 3 】

受付年月日データ		2023/9/22
受付番号		123
物件特定データ	都道府県名データ	A県
	市区町村名データ	B市
	大字名町名データ	C町
	字名丁目データ	D
地番家屋番号データ		123-1
申請単位データ		連先
登記目的データ		所有権移転相続
用途データ		土地
外筆データ		0

【 図 4 】

